

24) 品目名：歩行者自転車用柵

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を材料としていないこと。 2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	1 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第4節2-2-4-1を満た すこと。 2 「防護柵の設置基準・同解説」（社団法人日本道路協会）の歩 行者自転車用柵の規格に適合していること。
循環資源の配合率	木質部の材料として、木質の循環資源を100%（重量割合） 使用していること。 また、木材以外の材料を組み合わせて使用する製品にあつては、 木質部が、付加された材料を含む製品全体の50%以上（重量割 合）であること。 ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。

平成18年9月19日制定

令和3年3月15日改定（共通仕様書の番号変更）

令和8年2月16日改定（安全性に関する基準から材料を除外）

(参 考)

秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第4節2-2-4-1 〈抜粋〉

1. 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。
2. 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材に
ついては特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。